

ひきこもり支援の推進について

- 1 第5期地域福祉計画におけるひきこもり支援の位置づけについて
- 2 国におけるひきこもり支援について
 - (1) ひきこもりの定義
 - (2) ひきこもり支援
 - (3) ひきこもり地域支援センター
- 3 当市におけるひきこもり支援について
 - (1) ひきこもり・ニート対策事業（令和5年度まで）
 - (2) ひきこもり・ニート対策事業の取り組み（令和5年度まで）
 - (3) ひきこもり地域支援センターに向けた取り組み（令和6年度から）
 - (4) 令和7年度の実施方針
 - (5) まとめ

1 第5期地域福祉計画における「ひきこもり支援」の位置づけについて

基本目標3「社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり」の中の一環として、「ひきこもり支援の推進」を挙げており、取り組む内容として、①国が示す、「ひきこもり地域支援センター」の創設検討、②ひきこもりの実態・ニーズの把握、③当事者・家族への相談支援体制の充実を位置づけている。

2 国におけるひきこもり支援について

(1) ひきこもりの定義

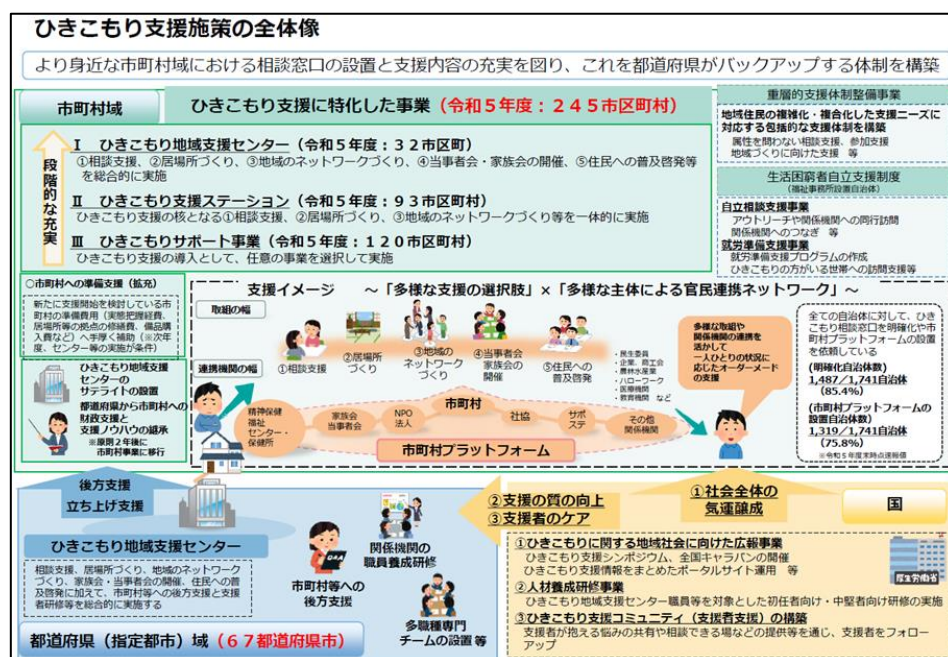
ひきこもりの定義※は、「様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」としている。 ※「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年5月）による定義

(2) ひきこもり支援

ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。

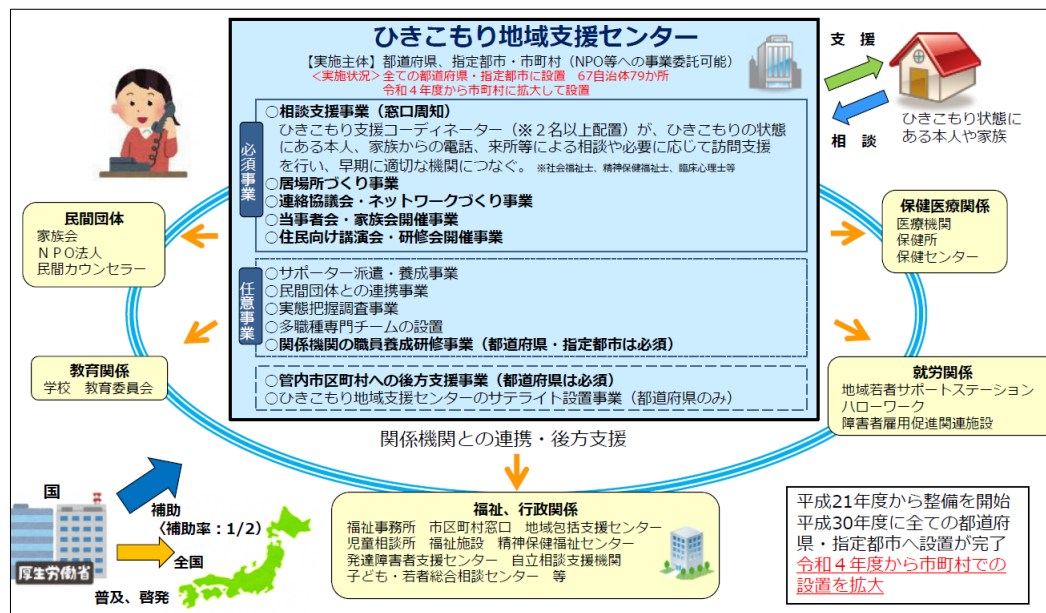
背景として、国の実態調査による、ひきこもり状態にある方の増加、若年層のみならず、中高年齢層のひきこもり状態にある方の表面化、8050問題など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化などが挙げられている。

令和6年度には、「孤立・孤独対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート事業」の整備を促進するとしている。



(3) ひきこもり地域支援センター

「ひきこもり地域支援センター」は、①相談支援、②居場所づくり、③ネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施することを必須事業としており、その他、任意事業として実態調査等があげられる。



3 当市におけるひきこもり支援について

(1) ひきこもり・ニート対策事業（令和5年度まで）

平成20年に生活保護制度における国の自立支援プログラムとして、被保護世帯のひきこもり、ニートの状態にある青少年に対して、社会適応能力の向上、良好な人間関係の構築等、地域社会への参加、自立した生活を営めるよう支援を行うものとして、「ひきこもり・ニート対策事業」を開始した。その後、平成27年に生活困窮者自立支援制度に基づき、対象者を生活困窮者まで拡大した。

(2) ひきこもり・ニート対策事業の取り組み（令和5年度まで）

社会との接点がなくなっている中学3年生から29歳までの生活困窮者と生活保護受給者を対象として、社会や人とのつながりの再構築を目指した支援である居場所としての活動を中心とする事業を実施していた。

(3) ひきこもり地域支援センターに向けた取り組み（令和6年度から）

8050 問題をはじめとする 30 歳以上のひきこもり相談が増加するなど、支援ニーズが多様化・複雑化しており、年代を問わない支援等、支援の拡充が必要であることを踏まえ、令和6年度から、「ひきこもり・ニート対策事業」から「ひきこもり支援事業」に名称を変更し、年齢の上限を撤廃し、国の示す「ひきこもり地域支援センター」の項目に準じた取り組みを実施している。主な内容は以下のとおりである。

①相談支援

生活サポート相談窓口における自立相談支援事業と連携した相談支援の実施

②居場所づくり

消費者センター分館での居場所の実施及び谷戸高齢者在宅サービスセンター跡地での居場所づくりの検討

③ネットワークづくり

ひきこもり支援事業委託事業者、就労準備支援事業委託事業者、地域福祉コーディネーター及び当課担当で、各事業の現状や両事業共通の利用者の状況、事業における課題等の情報共有を実施

④当事者会・家族会の開催

同じ悩みを抱えるご家族同士が集い、ともに学び考え、さらに交流を図ることで、ご家族の孤立感・孤独感等を和らげ、ご家族自身が安心して過ごせるようにすることを目的とした家族セミナーを実施（令和7年1月から2月までの間に3回実施予定）

⑤住民への普及啓発等

ア ひきこもりを考えるイベント

目的：市民へのひきこもりに対する正しい理解や認識をしてもらうことを目的

日時等：11月13日（水）アスタ田無センターコート

内容：ひきこもり支援に関する展示、動画放映、市及び都の取組の紹介や、近隣自治体及び市内関係団体に協力依頼をし、チラシ配架、市内関係団体による居場所活動の体験ブースの設置等を実施。

イ 講演会

目的：市民に幅広くひきこもりに関する知識や理解をしてもらうことを目的

内容：令和7年3月に専門家による講演会を実施予定

⑥その他

ア ひきこもり実態調査の実施

目的：ひきこもり状態にある人の生活状況やニーズ、課題等を把握、分析し、
今後のひきこもり支援施策等に反映するための基礎資料とする

調査実施時期：令和6年8月

対象：満15歳以上65歳未満の市内在住者 2,500件（無作為抽出）

関係機関：300件

当事者・家族：10件

調査結果公表時期：令和7年1月頃（予定）

イ ひきこもりをテーマとした学生と市との意見交換会

目的：学生（若者）を対象にひきこもりに関するテーマで意見交換を実施し、
今後の「ひきこもり支援事業」の参考とする

実施方法：市長と武蔵野大学人間科学部社会福祉学科の熊田博喜教授ゼミの学生
とでひきこもりのイメージや支援の在り方等をテーマに意見交換を
実施

（4）令和7年度の取組方針

「ひきこもり支援事業（ひきこもり地域支援センターに準ずる）」として、下記の取組を実施する。

- ①自立相談支援事業と連携した相談支援及びコーディネート機能の強化充実
- ②谷戸高齢者在宅サービスセンター跡地における居場所の実施
- ③ひきこもり支援に関する関係機関、関係団体との連携強化
- ④ひきこもり家族セミナーの定期的な実施
- ⑤住民向け講演会、フォーラム等の実施
- ⑥その他、ひきこもり支援の推進に繋がる取組

（5）まとめ

「ひきこもり支援事業（ひきこもり地域支援センターに準ずる）」を実施することで、これまでと比較し、幅広い年齢層のひきこもり当事者やその家族に対しての相談支援体制の充足が図れるとともに、就労準備支援や居場所づくりなどにより、その方々の状態像に合わせたオーダーメイドの支援を行うことがより可能となる。

また、実態調査の結果を踏まえ、ひきこもり状態にある方の支援ニーズや課題等を把握することにより、より本市の実情に応じた支援を実施できると考える。

さらには、市民向けにひきこもりについての正しい理解や認識をしていただくための講演会やイベント等を継続的に開催することで、ひきこもり当事者やその家族が安心して生活することのできるまちづくりに繋がると考える。